

酒田市斎場残骨灰売払仕様書

1. 概 要

酒田市斎場で発生する残骨灰等（以下、残骨灰という。）を関係法令に基づき適正に処理、埋葬および再資源化することを目的とする。買受人（以下、乙という。）は、引渡しを受けた残骨灰の火葬件数に応じた金額を売払人（以下、甲という。）に支払う。

2. 一般事項

乙は残骨灰の処分に当たっては、含有する有害物質による環境汚染や健康被害等の発生することの無いよう、十分注意すると共に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「墓地、埋葬等に関する法律」等の関係法令を遵守し、死者の尊厳に十分配慮した上で業務を遂行すること。

- （１）売払物品 酒田市斎場残骨灰
- （２）契約方法 単価契約（単位：円/件）
- （３）予定数量 火葬件数 1,900 件（13 歳以上を火葬した件数）
- （４）履行期限 契約の日から令和 7 年 9 月 30 日
- （５）引渡場所 酒田市斎場 山形県酒田市浜中字八間山 1897 番地
- （６）所 有 権 売払物品の所有権は、売払金を完納した時に移転する。

3. 売払物品の引渡し

- （１）引渡しの日程については甲と乙が協議して定める。
- （２）引渡しは斎場の運営に支障のないように行う。
- （３）売払物品は、ドラム缶と他にポリ袋に入った状態であり、現状のままで引渡しとする。
- （４）乙は甲が引渡したドラム缶と同数の空きドラム缶を甲に提供する。

4. 売払物品の処理等

残骨灰は丁寧に尊厳をもって取り扱い、住民感情等に最大限配慮して適正に処理する。

（１）分 別

乙は売払物品について、「残骨」、「資源物（有価金属等）」、「その他の灰」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適切な処理を行うこと。

（２）残骨の埋葬

乙は、「残骨」は「墓地、埋葬等に関する法律」の趣旨に従い、礼節をもって適切に埋葬するものとする。埋葬地は乙の責任のもと確保することとし、契約時に埋葬する墓地または納骨堂の概要及び乙が同墓地等に埋葬することができることを示す書面を提出すること。

（３）資源物（有価金属等）の再資源化

乙は、「資源物（有価金属等）」については、適正に再資源化すること。

（４）残骨および資源物（有価金属等）以外の処理

乙は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、適正に処理すること。有害物質に関しても、関係法令を遵守の上、適正に処理すること。

5. 売払金の納入

売払契約締結後、乙は引渡し開始前までに、甲の発行する納入通知書等により、甲の定める納付期限までに一括で納付するものとする。

6. 売払金の確定

売払金の確定金額は次のとおりとする。

$$\text{確定金額（1円未満切捨て）} = \text{契約単価（税込）} \times \text{売払実数量}$$

7. 売払物品の実数量

売払物品の数量は、甲が集計した令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間に13歳以上を火葬した件数とする。

8. 報 告

乙は、以下について売払完了後に書面で提出すること。なお、様式は任意とする。

- (1) 引渡報告書（重量・搬入先等を記載、作業写真添付）
- (2) 廃棄物が発生する場合はマニフェストの写し
- (3) 埋葬に係る報告書（埋葬年月日・埋葬地および埋葬量等を記載、埋葬時の写真添付）

9. 責任事項

売払物品の引渡し後に損害（第三者に及ぼした損害も含む）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

10. 機密保持

乙は、この契約に関して知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。

11. そ の 他

- (1) 乙は火葬業務で生じた使用済みロストル等の金属も同時に引取ることとする。
- (2) 残骨灰の運搬、処理および供養埋葬にかかる一切の費用は乙の負担とする。
- (3) 乙は処理施設の現地調査等について、甲から要請があった場合、誠意を持って対応すること。
- (4) 引渡す残骨灰には、令和6年7月1日から令和7年6月30日までに火葬した、切断した人体の一部、死産した胎児および胎盤も含まれている。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙で協議するものとする。